

【記入例】

1. 自分が支払っている保険料について記入してください。
2. 証明書が必要な保険料には、証明書を添付して下さい。証明書がない場合は記入できません。
3. 訂正の仕方：黒二本で訂正し、上部に記入します。(訂正印は不要)

「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」と添付した証明書類の金額に、間違いや記入もれがないか確認しましょう。

配偶者特別控除は、
配偶者の本年中の合計所得金額が380,001円～759,999円の場合該当になります。
・給与所得だけの場合は、
収入金額が103万円超 141万円未満で該当
・公的年金等に係る雑所得のみの場合は、収入金額が
65歳以上の配偶者については
158万円超 196万円未満で該当
65歳未満の配偶者については
108万円超 1,513,334円未満で該当

「平成26年分源泉徴収票」の給与所得控除後の金額を参考にするなどして記入してください。
※青森県から支給される給与以外に所得がある場合は、それらを合算した金額を記入してください。
配偶者の合計所得金額の見積りにあたっては、見込み違いにより所得税の追徴等が生じないように充分確認すること

臨時職員で、国民年金保険料や国民健康保険料・介護保険料等を個人で支払った場合は記入します。記入する場合は、証明書の添付が必要です。

お子さんの国民年金保険料を支払っている場合は記入します。記入する場合は、証明書の添付が必要です。

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 青森 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 青森県知事	(フリガナ) あなたの氏名 ナンゴウ タロウ	あなたの住所又は居所 八戸市内丸三丁目12-34
給与の支払者の所在地(住所) 青森市長島一丁目1-1	あなたの配偶者の氏名 ナンゴウ サチコ	あなたの配偶者の住所又は居所 八戸市内丸三丁目12-34	

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたとの続柄		
〇〇生命	養老保険	15年	南郷 太郎	南郷 太郎	本人	84,960 円	新・旧の区分 新・旧
株式会社かんぽ生命保険	△△保険	10年	南郷 太郎	南郷 幸子	妻	96,000 円	新・旧 新・旧
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	84,960 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 円	計(①+②)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	96,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額
△△生命	介護医療保険	10年	南郷 太郎	南郷 幸子	妻	80,000 円	新・旧 新・旧
(a)の金額の合計額		C	80,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		③ (最高40,000円) 円	計(④+⑤)
××生命	個人年金保険	30年	南郷 太郎	南郷 太郎	本人	90,000 円	新・旧 新・旧
□□生命	個人年金保険	30年	南郷 幸子	南郷 幸子	本人	120,000 円	新・旧 新・旧
(a)の金額の合計額		D	90,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 円	計(④+⑤)
(a)の金額の合計額		E	120,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額
計算式Ⅰ(新保険料等)		計算式Ⅱ(旧保険料等)		生命保険料控除額		計(⑦+⑧+⑨)	(最高120,000円)
控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		⑦ 49,000円 + ⑧ 40,000円 + ⑨ 50,000円 = 139,000円 → 最高120,000円	
A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			
保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額	確認印
積立傷害保険	10年	南郷 太郎	南郷 太郎	本人	地震(旧長期)	18,700 円	
建物(地震)保険	1年	南郷 太郎	南郷 太郎	本人	地震(旧長期)	33,000 円	
保険料の金額の合計額		B		Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C	
(B)の金額		33,000 円		(C)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		18,700 円	
(B)の金額		33,000 円		(C)のうち旧長期損害保険料の金額が10,000円を超える場合は(C)×1/2+5,000円		14,350 円	
						47,350 円	

あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1,000万円を超える場合)	配偶者の合計所得金額の見積額		
0,000 円	580,000 円		
(フリガナ) あなたの配偶者の氏名	ナンゴウ サチコ		
あなたの配偶者の住所又は居所	南郷 幸子		
あなたと配偶者の住所又は居所異なる場合の配偶者の住所又は居所			
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア)-(イ)
給与所得	1,230,000 円	650,000 円	580,000 円
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
①～⑥以外の所得			
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)	A		580,000 円
○ 配偶者特別控除額の早見表			
[A]欄の金額		控除額 [B]	
0 円から 380,000 円まで	380,000 円	0 円	
380,001 円から 399,999 円まで	399,999 円	380,000 円	
400,000 円から 449,999 円まで	449,999 円	360,000 円	
450,000 円から 499,999 円まで	499,999 円	310,000 円	
500,000 円から 549,999 円まで	549,999 円	260,000 円	
550,000 円から 599,999 円まで	599,999 円	210,000 円	
600,000 円から 649,999 円まで	649,999 円	160,000 円	
650,000 円から 699,999 円まで	699,999 円	110,000 円	
700,000 円から 749,999 円まで	749,999 円	60,000 円	
750,000 円から 759,999 円まで	759,999 円	30,000 円	
760,000 円から 円まで		0 円	
配偶者特別控除額	早見表 [B]欄の金額	210,000 円	
社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金保険	厚生労働省	南郷 桃子	子 159,600 円
合計(控除額)		159,600 円	
種類		あなたが本年中に支払った掛金の金額	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			
個人型又は企業型年金加入者掛金			
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			
合計(控除額)			

計算欄も、もれなく記入してください。

計算後の金額に、1円未満の端数がある場合は、切り上げます。

個人年金保険料に記載がある場合は必ず記入してください。

地震保険料対象の場合には「地震」に、特例措置の旧長期損害保険料対象の場合には「旧長期」に○をつけます。

《特例措置の旧長期損害保険料》
平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等 ※については、控除が適用されます。(最高1万5千円)

※ 長期損害保険契約等
保険期間の始期が平成19年1月1日以降のものを除く、次のすべてに該当する損害保険契約
・保険期間終了後に満期返戻金が支払われる
・保険期間が10年以上である
・平成19年1月1日以後に契約を変更していない

【記入例】 平成28年分…来年分について見込みで記入します。

臨時職員の場合は次のとおり。
「八戸」「三八教育事務所長」
「八戸市尻内町字鴨田7」

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上の場合
・同居している父母、祖父母については「同居老親」に「○」
・それ以外の老人扶養親族については「その他」に「○」
を記入します。
※昭和22. 1. 1以前に生まれた方

あなたの個人番号を記入します。

年間所得の見積額を記入します。所得のない場合は「0」と記入します。
(控除対象となるのは、年間所得の見積額が38万円以下の場合です)
※障害者年金・遺族年金については所得に含まれません。

住所のある市町村名を記入します。

同一生計内に2人以上の所得者がいる場合に、同一の扶養親族等を重複して申告することはできません。

控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記入します。

16歳以上の扶養親族を記入します。
※平成13. 1. 1以前に生まれた方

扶養親族を分けて申告している場合記入します。

16歳未満の扶養親族を記入します。
※平成13. 1. 2以後に生まれた方

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 扶

所轄税務署長等 青森 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 青森県知事	(フリガナ) あなたの氏名 ハチノヘ タロウ	生年月日 40年10月3日	配偶者の有無 有
住所 八戸 市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 20000200001	あなたの個人番号 112233445566	世帯主の氏名 八戸太郎	あなたとの続柄 本人
	給与の支払者の所在地(住所) 青森市長島一丁目1-1	あなたの住所又は居所 八戸市売市字小待150	(郵便番号 031-0073)	

区分等	氏名及個人番号	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和22.1.1以前生)	特定扶養親族(平6.1.2生) (平10.1.1生)	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額		異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください)
							非居住者である親族である事実	生計を一にする事実	
A 控除対象配偶者	八戸花子 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7		明・大昭 42・8・17			八戸市売市字小待150	330,000	円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以前生)	1 八戸秋男 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	子	明・大昭 5・10・6	同居老親等・その他		1234Kumanodo Street……USA	0		
	2 八戸夏子 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	子	明・大昭 7・7・7	同居老親等・その他	○	青森市幸畑字松元105-24	0		
	3 八戸タケ	母	明・大昭 15・4・22	同居老親等・その他	○	八戸市売市字小待150	200,000		
	4								
	5								
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	① 障害者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡婦	左記の内容	この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載」についてのご注意の(8)をお読みください。		異動月日及び事由
	一般の障害者			○ (1人)	3 特別の寡婦	八戸タケ 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成25年10月17日交付			
	特別障害者			(人)	4 寡夫				
	同居特別障害者			(人)	5 勤労学生				
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所		控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由	

「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合には「○」を記入します。
※「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは?
↓
2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与からだけでは、配偶者控除・扶養控除等の全額が控除できないと見込まれるときに限り提出するものです。

送金等をした金額の合計額を記入します。(年末調整の際に追記)

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に「○」を記入します。
※親族関係書類の添付等が必要です。

上段と同じ住所の場合、「同上」「〃」でも構いません。

控除対象扶養親族のうち、「特定扶養親族」(19歳以上23歳未満)について、「○」を記入します。
※平成6. 1. 2~平成10. 1. 1に生まれた方

障害者等に該当する場合に、その事実・内容を記入します。

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1 八戸いずみ	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 1 1	子	平 14・10・15	八戸市売市字小待150		0 円	
2							
3							